

第 8 回

鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 15 年 10 月 7 日(火) 午後 2 時

場 所 かがしま市民福祉プラザ
5 階大会議室

目 次

〔議 案〕

第 21-2 号議案	町名・字名の取扱いについて(第6回協議会提案:継続協議)・・・P 1
第 4 2 号議案	交通関係事業の取扱いについて(第7回協議会提案:継続協議)・・・P 4
第 4 3 号議案	女性政策事業の取扱いについて(第7回協議会提案:継続協議)・・・P 6
第 4 4 号議案	姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて (第7回協議会提案:継続協議)・・・P 7
第 4 5 号議案	広聴広報関係事業の取扱いについて (第7回協議会提案:継続協議)・・・P 8
第 4 6 号議案	防災・防犯関係事業の取扱いについて (第7回協議会提案:継続協議)・・・P 9
第 4 7 号議案	コミュニティ関係事業の取扱いについて (第7回協議会提案:継続協議)・・・P 10
第 4 8 号議案	住民サービス窓口業務の取扱いについて (第7回協議会提案:継続協議)・・・P 11
第 14-2 号議案	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・P 12
第 15-2 号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて・・・P 18
第 22-2 号議案	慣行(都市宣言)の取扱いについて・・・P 24
第 31-2 号議案	建設関係事業(公の施設)の取扱いについて・・・P 25
第 4 9 号議案	し尿処理事業の取扱いについて・・・P 26
第 33-2 号議案	一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いについて・・・P 27
第 5 0 号議案	まちづくり推進組織の取扱いについて・・・P 28
第 5 1 号議案	電算システム事業の取扱いについて・・・P 30
第 5 2 号議案	使用料及び手数料の取扱いについて・・・P 31
第 5 3 号議案	負担金、補助金及び交付金の取扱いについて・・・P 32
第 5 4 号議案	農林水産業関係事業の取扱いについて・・・P 33
第 5 5 号議案	商工・観光関係事業の取扱いについて・・・P 34
第 5 6 号議案	学校教育事業の取扱いについて・・・P 35
第 5 7 号議案	社会教育事業の取扱いについて・・・P 36
第 5 8 号議案	その他事業の取扱いについて・・・P 37

第21 - 2号議案（第6回協議会提案：継続協議）

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

【5町の住所の表示案】

自治体名	現 行	合 併 後
吉 田 町	鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 番 号	鹿児島市 <u>牟礼岡一丁目</u> 番 号
	鹿児島郡吉田町本城 番地	鹿児島市 <u>本城</u> 町 番地 鹿児島市 <u>吉田本城</u> 町 番地 〔鹿児島市 <u>吉田本</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地〕
桜 島 町	鹿児島郡桜島町藤野 番地	鹿児島市 <u>藤野</u> 町 番地 鹿児島市 <u>桜島藤野</u> 町 番地 〔鹿児島市 <u>桜島東</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地〕
	揖宿郡喜入町生見 番地	鹿児島市 <u>生見</u> 町 番地 鹿児島市 <u>喜入生見</u> 町 番地 〔鹿児島市 <u>喜入西</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地〕
松 元 町	日置郡松元町上谷口 番地	鹿児島市 <u>上谷口</u> 町 番地 鹿児島市 <u>松元上谷口</u> 町 番地 〔鹿児島市 <u>松元南</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地〕
	日置郡郡山町厚地 番地	鹿児島市 <u>厚地</u> 町 番地 鹿児島市 <u>郡山厚地</u> 町 番地 〔鹿児島市 <u>郡山北</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地〕

合併後の住所の表示について

- 大字を町名とする。
- 大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
- 新たな町名とする。

[参 考]

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第42号議案（第7回協議会提案：継続協議）

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[参 考]

桜島町営バス路線図（概要）



No.	運 行 区 間		
1	東白浜～福祉センター	①～A
2	東白浜～桜島苑	②～A
3	東白浜～桜島港	③～A	—————
4	桜島病院（赤水）～桜島港	④～③

第43号議案（第7回協議会提案：継続協議）

女性政策事業の取扱いについて

女性政策事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義 則

第44号議案（第7回協議会提案：継続協議）

姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて

姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 国際交流員招致事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 青少年の海外派遣等事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 4 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第45号議案（第7回協議会提案：継続協議）

広聴広報関係事業の取扱いについて

広聴広報関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第46号議案（第7回協議会提案：継続協議）

防災・防犯関係事業の取扱いについて

防災・防犯関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。
- 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。
- 3 防犯灯補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第47号議案（第7回協議会提案：継続協議）

コミュニティ関係事業の取扱いについて

コミュニティ関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第48号議案（第7回協議会提案：継続協議）

住民サービス窓口業務の取扱いについて

住民サービス窓口業務の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 住民基本台帳事務等の住民サービス窓口業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 ファクシミリ等による証明交付については、現行どおりとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第14 - 2号議案

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿児島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

議会の議員の概要

(平成 15 年 9 月 1 日現在)

市町名	人 口	法定上限数	条例定数	現員数	任 期
鹿 児 島 市	552,098 人	56 人	50 人	46 人	平成 16 年 4 月 28 日
吉 田 町	11,736 人	22 人	16 人	16 人	平成 17 年 4 月 24 日
桜 島 町	4,678 人	14 人	14 人	14 人	平成 19 年 4 月 30 日
喜 入 町	12,802 人	22 人	18 人	18 人	平成 19 年 4 月 29 日
松 元 町	12,065 人	22 人	18 人	18 人	平成 19 年 4 月 30 日
郡 山 町	8,314 人	18 人	16 人	16 人	平成 19 年 4 月 29 日
合 計	601,693 人	56 人	132 人	128 人	

人口は平成 12 年国勢調査による。

法定上限数は、地方自治法に規定される最大定数。

地方自治法（抜粋）

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | | |
|----|-------------------------|--|
| 一 | 人口 2 千未満の町村 | 12 人 |
| 二 | 人口 2 千以上 5 千未満の町村 | 14 人 |
| 三 | 人口 5 千以上 1 万未満の町村 | 18 人 |
| 四 | 人口 1 万以上 2 万未満の町村 | 22 人 |
| 五 | 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 | 26 人 |
| 六 | 人口 5 万以上 10 万未満の市 | 30 人 |
| 七 | 人口 10 万以上 20 万未満の市 | 34 人 |
| 八 | 人口 20 万以上 30 万未満の市 | 38 人 |
| 九 | 人口 30 万以上 50 万未満の市 | 46 人 |
| 十 | 人口 50 万以上 90 万未満の市 | 56 人 |
| 十一 | 人口 90 万以上の市 | 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあつては、96 人） |

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

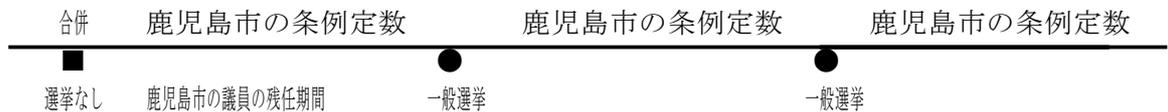
4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

編入合併における議会の議員の定数と任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の議員は、町の法人格が消滅するため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員
1. 合併特例法によらない場合	失職	全議員が在任
2. 合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施	
3. 合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任	

1. 合併特例法によらない場合



2. 定数特例による場合

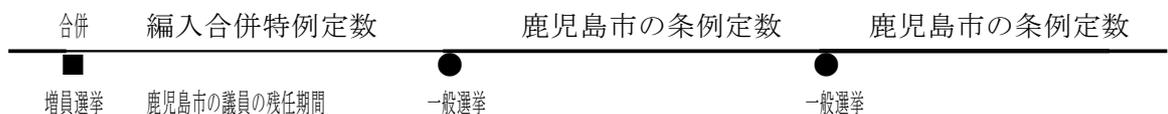
合併後、編入される町ごとの区域において、増員選挙により選出された議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても増員選挙を実施できる。

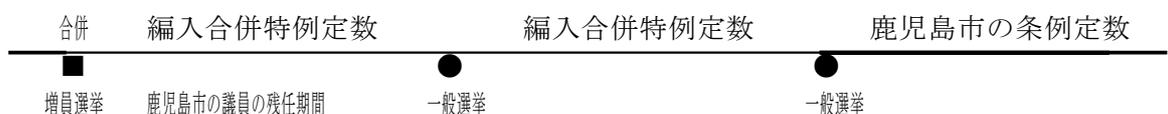
$$\begin{aligned} \text{増員数} &= \text{編入をする鹿児島市の議員定数} \times (\text{編入される町の人口} \div \text{編入をする鹿児島市の人口}) \\ &= \text{各町から 1 人} \quad (\text{注}) \text{端数は四捨五入、1人未満は1人} \end{aligned}$$

$$\text{編入合併特例定数} = \text{編入をする鹿児島市の議員定数} + \text{増員数}$$

(1) 合併特例法第6条第2項適用（定数特例）



(2) 合併特例法第6条第2項、第5項適用（定数特例+定数特例）

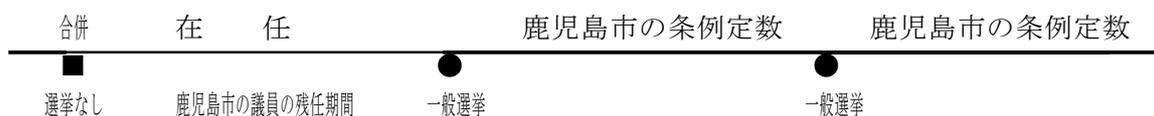


3. 在任特例による場合

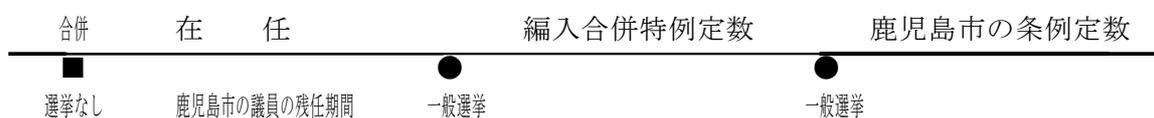
編入される町の議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初の一般選挙において、編入合併特例定数による増員選挙を実施できる。

(1)合併特例法第7条第1項第2号適用（在任特例）



(2)合併特例法第7条第1項第2号、第3項適用（在任特例+定数特例）



第15 - 2号議案

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を
求める。

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された5人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

農業委員会の概要

			鹿児島市	吉田町	桜島町
区 域 面 積			28,979 ha	5,479 ha	3,219 ha
農 地 面 積			1,310 ha	374 ha	254 ha
基 準 農 業 者 数			3,321	803	431
農 業 委 員 の 任 期			平成 13 年 4 月 29 日 ~ 平成 16 年 4 月 28 日	平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日	平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日
農 業 委 員 の 数	公選委員	定数	25 人	10 人	11 人
		現員	25 人	10 人	11 人
	選任委員		11 人	5 人	3 人
	1号委員	現員	6 人	3 人	2 人
	2号委員	現員	5 人	2 人	1 人
	計		現員	36 人	15 人

			喜入町	松元町	郡山町
区 域 面 積			6,123 ha	5,105 ha	5,775 ha
農 地 面 積			866 ha	717 ha	574 ha
基 準 農 業 者 数			785	684	901
農 業 委 員 の 任 期			平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日	平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日	平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日
農 業 委 員 の 数	公選委員	定数	10 人	10 人	10 人
		現員	9 人	10 人	10 人
	選任委員		4 人	3 人	4 人
	1号委員	現員	2 人	2 人	2 人
	2号委員	現員	2 人	1 人	2 人
	計		現員	13 人	13 人

			5町の合計	1市5町の合計
区 域 面 積			25,701 ha	54,680 ha
農 地 面 積			2,785 ha	4,095 ha
基 準 農 業 者 数			3,604	6,925
農 業 委 員 の 数	公選委員	定数	51 人	76 人
		現員	50 人	75 人
	選任委員		19 人	30 人
	1号委員	現員	11 人	17 人
	2号委員	現員	8 人	13 人
	計		現員	69 人

農地面積は平成 14 年農林水産年報

基準農業者数は 2000 年農林業センサス

農業委員の定数・現員は平成 15 年 3 月 1 日現在

公選委員は選挙により選ばれた委員

選任委員の 1 号委員は、農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した委員

選任委員の 2 号委員は、議会が推薦した委員

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令(抜粋)

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

編入合併後の農業委員会の設置及び委員の定数等

1. 編入合併後の委員の定数

- (1) 選挙による委員は、30人以内で条例で定めた数となる。〔現行25人〕
(農業委員会等に関する法律第7条、同法施行令第2条の2)
- (2) 選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した各1人、並びに議会が推薦した学識経験者5人以内となる。
(農業委員会等に関する法律第12条)

2. 合併特例法における選挙による委員の定数及び任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の農業委員は、町の法人格が消滅し農業委員会が廃止されるため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の委員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

- (1) 編入する鹿児島市の選挙による委員は、そのまま在任する。
- (2) 編入される5町の選挙による委員は、40人を超えない範囲で在任できる。ただし、在任期間は編入する鹿児島市の委員の残任期間となる。
(市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項)

編入合併後の委員数

(単位：人)

	選挙委員		選任委員	計
	鹿児島市	5町		
合併特例法によらない場合	25	0	15	40
合併特例法による場合	25	40以下	15	80以下

(注1) 鹿児島市の選挙による委員は現行の条例定数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数。

3. 農業委員数の現況及び合併特例法適用期間の状況

(単位：人)

	選挙委員		選任委員		計	備考
	鹿児島市	5町	鹿児島市	5町		
1市5町現況	25	51	11	19	106	
特例適用期間	25	25	11	4	65	選挙委員各町5人

(注1) 鹿児島市の選挙による委員は、現行の条例定数による。

(注2) 合併特例法適用期間は、合併の日から平成19年4月28日までとなる。

第22 - 2号議案

慣行(都市宣言)の取扱いについて

慣行(都市宣言)の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までには検討するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義 則

第31 - 2号議案

建設関係事業（公の施設）の取扱いについて

建設関係事業(公の施設)の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

5町の公園、町営住宅、町道、港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第49号議案

し尿処理事業の取扱いについて

し尿処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。
- 2 し尿等の処理体制については、合併時に再編するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

第33 - 2号議案

一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いについて

一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町は、合併の日の前日をもって姶良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第50号議案

まちづくり推進組織の取扱いについて

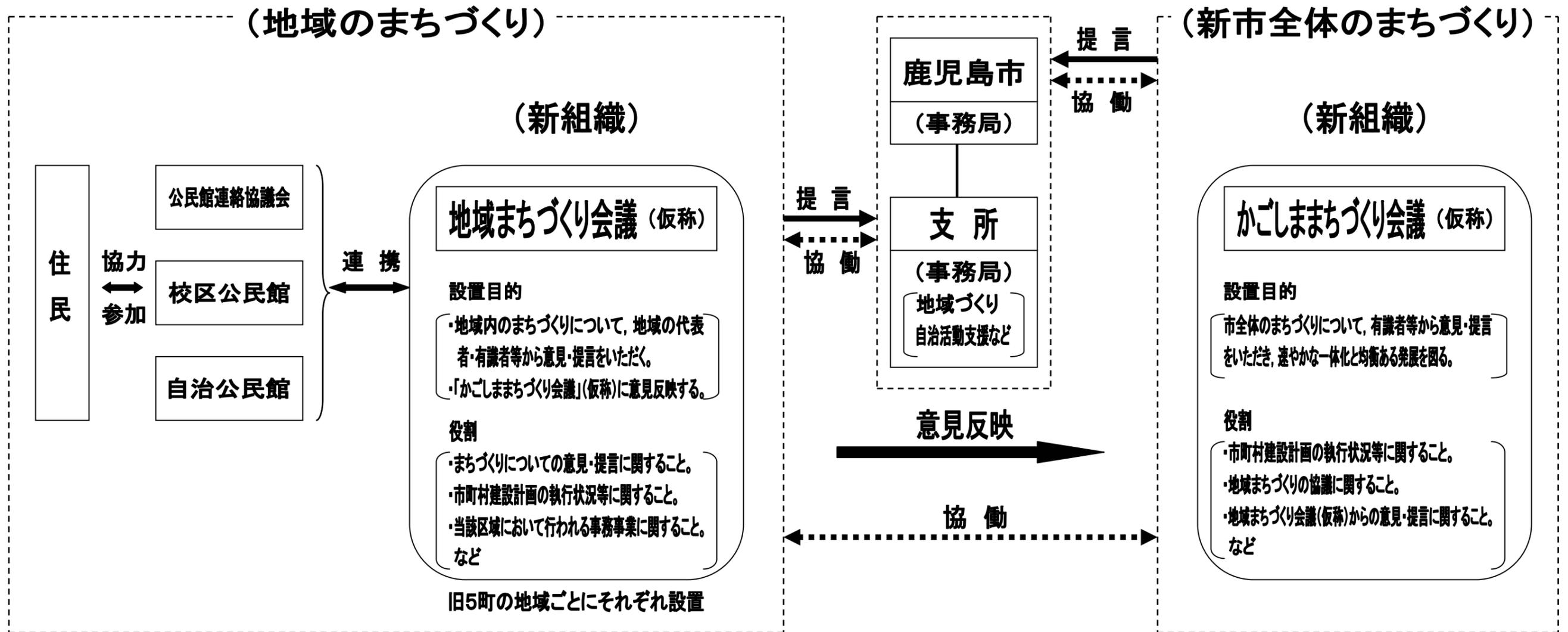
まちづくり推進組織の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的なことについては、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

(まちづくり推進組織の概要図(案))



第51号議案

電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第52号議案

使用料及び手数料の取扱いについて

使用料及び手数料の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第53号議案

負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

負担金、補助金及び交付金の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第54号議案

農林水産業関係事業の取扱いについて

農林水産業関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 農林水産業関係事業については、合併時に一元化するものとする。
ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については、現行どおりとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第55号議案

商工・観光関係事業の取扱いについて

商工・観光関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

第56号議案

学校教育事業の取扱いについて

学校教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

第57号議案

社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

第58号議案

その他事業の取扱いについて

その他事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

その他事業については、原則として合併時に鹿児島市の制度に統合するものとし、このほか合併に関し必要な事項については、1市5町の長が協議するものとする。

平成15年10月7日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則